

総社市告示第11号

総社市住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(追加支給に関する準用)</p> <p>第17条 第3条第3項から第14条までの規定は、価格高騰重点支援給付金の追加支給について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項」とあるのは「<u>第15条第1項</u>」と、第4条、第5条、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「追加支給対象者」と、第5条中「家計急変世帯の」とあるのは「追加支給家計急変世帯の」と、第6条第2項中「<u>令和5年10月31日</u>」とあるのは「<u>令和6年8月31日</u>」と、第7条第2項中「<u>令和5年10月31日</u>」とあるのは「<u>令和6年3月31日</u>」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第12条第2項中「<u>令和5年11月30日</u>」とあるのは「<u>令和6年9月30日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(子育て世帯加算の支給手続等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長が前項の規定による加算支給の決定を行った後、価格高騰重点支援給付金として加算支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により<u>令和6年9月30日</u>までに価格高騰重点支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>(子育て世帯申請書に係る受付開始日及び提出期限)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 子育て世帯申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年8</u></p>	<p>(追加支給に関する準用)</p> <p>第17条 第3条第3項から第14条までの規定は、価格高騰重点支援給付金の追加支給について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項」とあるのは「<u>第15条第1項</u>」と、第4条、第5条、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「追加支給対象者」と、第5条中「家計急変世帯の」とあるのは「追加支給家計急変世帯の」と、第6条第2項及び第7条第2項中「<u>令和5年10月31日</u>」とあるのは「<u>令和6年3月31日</u>」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第12条第2項中「<u>令和5年11月30日</u>」とあるのは「<u>令和6年4月30日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(子育て世帯加算の支給手続等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長が前項の規定による加算支給の決定を行った後、価格高騰重点支援給付金として加算支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により<u>令和6年4月30日</u>までに価格高騰重点支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>(子育て世帯申請書に係る受付開始日及び提出期限)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 子育て世帯申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年3</u></p>

改正後	改正前
月31日までとする。	月31日までとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。